

青森県報

第四千六百六十四号

平成二十八年
六月二十四日
(金曜日)

訓 令

訓 令

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

目 次

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に
関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程…
(新 造 業 課) … 一

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…
(水産振興課) … 二

公 告

総務事務センターセキュリティ強化機器等賃貸借に係る一
般競争入札…
(人 事 課) … 二
毒物劇物取扱者試験の施行…
(医 療 薬 務 課) … 四
県営土地改良事業計画の決定…
(農 村 整 備 課) … 四
右 同 …
(同) … 四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
の公表…
(水産振興課) … 五

人事委員会

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る
管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…
(職 員 課) … 七

公安委員会

風俗営業の営業時間の延長ができる日等…
(保 安 課) … 八

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域
県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地
域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関す
る事務の三八地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定める
ものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十三条の規定により、三
八地域県民局長に、平成二十八年年度青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助
金交付要綱(平成二十八年五月十一日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等
の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関
する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 三八地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異
例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理
しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 三八地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により三八地域県民局長に委

任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、三八地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、三八地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を三八地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、三八地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ三八地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び三八地域県民局地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので三八地域県民局地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ三八地域県民局地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

区 域

区 分

三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇
佐京 登
三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の五七
西村 松蔵

階上区域
階上漁業協同
組合の地区

総トン数十トン
未満の漁船によ
り行う漁業で
あつて、主とし
てまたら底はえ
なわ漁業

八戸市大字金浜字下山二九の二四
中村 勝治
八戸市大字鮫町字安川目二二の三
中村 義一

八戸市南浜区域
八戸市南浜漁
業協同組合の
地区

総トン数二十ト
ン未満の漁船に
より行う漁業で
あつて、主とし
てまたら底はえ
なわ漁業

むつ市大畑町正津川六五
川口 順一
むつ市大畑町上野三五
西手 貴之

大畑町区域
大畑町漁業協
同組合の地区

総トン数十トン
未満の漁船によ
り行う漁業で
あつて、主とし
てはえ縄漁業

公 告

総務事務センターセキュリティ強化機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

総務事務センターセキュリティ強化機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十八年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで(ただし、この契約に

係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。

三 納入期限及び設置場所
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負、買入れ及び借入れの契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、A等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十八年七月六日午後五時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部人事課管理・旅費グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇八

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部人事課管理・旅費グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇八

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟七階A会議室

2 日時 平成二十八年七月二十日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二

号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち七か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額
 落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。ただし、平成二十九年度から平成三十二年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を七で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成三十三年年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額を七で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十八年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十八年九月八日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十八年七月二十五日（月）から同月三十一日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限る。七月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、新放し堰地区の県営土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年六月二十七日から同年七月二十五日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、白神二期地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年六月二十七日から同年七月二十五日まで

三 縦覧の場所

西日屋村役場



青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四十七条の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十八年三月十六日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成25年において、生産量が1.7万トンで全国第6位、生産額が46.1億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水種、減少傾向にある。
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見

を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	若干
まあじ	平成27年1月～12月	若干
まいわし	平成27年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	若干
するめいか	平成27年4月～平成28年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	若干
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～平成26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、

資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた数量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量

並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業のうち手繰り網漁業)第1種漁業	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のことをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

人事委員会

人事委員会規則一四 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中

畜産振興センター	所長
農業指導センター	所長
水産指導センター	所長

を

農業振興センター	所長
水産振興センター	所長

に

改め、同表弘前市の項中「秘書、事務管理、人事」を「秘書、人事、法規、事務管理」に、「勤務条件」を「(秘書、人事、勤務条件、職員団体)に、「教育部長、課長、室長」を「教育部長、学校教育推進監、課長」に、

保育所	所長
環境事業	所長

を

保育所	所長
-----	----

に

改め、同表八戸市の項中

保育所	所長
清掃事務	所長、管理

を

清掃事務	所長、管理
------	-------

「副館長」を「館長」に改め、同表黒石市の項中「政策連携推進監」を削り、「人事、庁舎管理」を「庁舎管理、人事」に、「文書係長」を「主幹（予算担当）」、文書係長、管財係長、秘書係長」に改め、「管財課管理係長」を削り、同表五所川原市の項中「診療所」を「医科診療所」に改め、同表三沢市の項中「（事務管理、予算、法規、人事、秘書、庁舎管理担当）」、政策調整課推進係長、財政係長、文書法規係長、人事管理係長、秘書係長、管財課管理係長」を「（法規、人事、秘書、庁舎管理、事務管理、予算担当）」、文書法規係長、人事管理係長、秘書係長、管財課管理係長、財政係長、文書法規係長、政策調整係長、財政係長、行革推進係長」に、「給食センター」を「学校給食センター」に改め、同表むつ市の項中「事務管理、予算」を「事務管理、秘書、予算」に、「秘書、予算担当」を「事務管理、秘書、予算担当」、主査（人事、予算担当）に改め、「（人事担当）」の下に、「主幹（人事担当）」を加え、

「

分庁舎	所長、課長
保育所	所長

」を「

分庁舎	所長、課長
-----	-------

」に

改め、同表つがる市の項中「課長補佐（人事、法規）」を「副参事（庁舎管理担当）」、課長補佐（法規、人事）に、「政策調整係長、秘書係長、人事係長」を「人事係長、秘書係長、政策調整係長」に、「契約用度係長」を「財産管理係長」に改め、「教育次長」を削り、同表平内町の項中「予算担当」の下に、「総務課副指導監（人事、予算担当）」、企画政策課副指導監（事務管理担当）を加え、同表六ヶ所村の項中「理事、課長、財政課総括課長補佐、総務課課長補佐（人事担当）」を「課長、総務課総括主幹（人事担当）」、財政課総括主幹（予算担当）に、「教育次長、課長、室長」を「課長」に改め、同表三戸町の項中「副院長」を「副院長、医療局長」に改め、同表五戸町の項中「院長」を「院長、院長代理」に改め、同表田子町の項中「たつこにんにく振興室長」を削り、同表南部町の項中

「

介護老人保健施設	施設長、事務長
保育園	保育園長

」を「

介護老人保健施設	事務長
----------	-----

」に

改め、同表弘前地区環境整備事務組合の項中「事務局長、し尿処理施設所長、ごみ処理施設所長」を「総務課長」に改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「課長」を「課長、総括主幹（職員団体担当）」に改め、「はまゆり学園長」を削り、同表黒石地区清掃施設組合の項中「し尿処理施設場長」を削り、同表備考第七号中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十四号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第二項第三号の規定により、公安委員会が定める日及び地域を次のとおり定めるので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

公安委員会	が定める日	公安委員会が定める地域
三戸春まつりの行われる日の翌日	三戸町	
弘前さくらまつりの行われる日の翌日	弘前市	
青森春まつりの行われる日の翌日	青森市	

八戸えんぶりの行われる日の翌日	八戸市
弘前城雪灯籠まつりの行われる日の翌日	弘前市
弘前城菊と紅葉まつりの行われる日の翌日	弘前市
十和田市秋まつりの行われる日の翌日	十和田市
のへじ祇園まつりの行われる日の翌日	野辺地町
三沢まつりの行われる日の翌日	三沢市
五所川原立佞武多の行われる日の翌日	五所川原市
青森ねぶた祭の行われる日の翌日	青森市
弘前ねぶたまつりの行われる日の翌日	弘前市
八戸三社大祭（前夜祭及び後夜祭を含む。）の行われる日の翌日	八戸市
三沢七夕祭りの行われる日の翌日	三沢市
八戸七夕まつり（前夜祭を含む。）の行われる日の翌日	八戸市
奥津軽虫と火まつりの行われる日の翌日	五所川原市
金木桜まつりの行われる日の翌日	五所川原市

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭